

～すぐ近くの未来も、すこし先の未来も。2つの未来を強くする新しい総合保障～



住友生命保険相互会社（社長 佐藤 義雄）は、平成23年3月23日より、10年ぶりに全面的にリニューアルした新主力商品「Wステージ<5年ごと利差配当付新終身保険>」を発売いたします。

当社は、「あなたの未来を強くする」というブランドビジョンの下、更なる安心と満足をお客さまに提供していくことができる“理想の会社”実現に向けた各種の取組みを進めており、真にお客さまのお役に立ち、長い人生を守り抜くという保険本来の使命をしっかりと果たすことのできる保険商品の開発はその重要な取組みの一つと考えております。

今般、こうした理念に基づき、“働き盛り（生活責任層）における収入保障”はもちろん、少子高齢化の急速な進展により自助努力の必要性が高まる“老後生活への備え”を合理的にご準備いただける新しい総合保障として「Wステージ（未来デザイン）」を発売いたします。

加えて、近年の公的医療保険制度の動向や、お客さまからの声を踏まえ、従前の「先進医療特約」をレベルアップした「新先進医療特約」を発売するほか、これら新商品の発売にあわせて、お客さまへの継続的なコンサルティング・サービスとサポートプログラムを一体化した「スミセイ未来応援活動」を開始いたします。

Wステージのポイント

- 特約保障がある第1保険期間（主契約の保険料払込期間）中は、主契約（5年ごと利差配当付新終身保険）の保障額を抑え、第2保険期間以後（主契約の保険料払込期間満了後）の老後保障に重点を置くことで、保険料負担を軽減し、魅力的なキャッシュバリューを実現。
- 老後介護への備えとして、指定日（主契約の保険料払込期間満了日の翌日）に、主契約部分の死亡保障の一部を「介護終身保障」へ診査なしで移行できる新しい仕組みを導入。特約保障とあわせて、一生涯切れ目のない介護保障をご準備いただくことができます。
- 新商品の発売にあわせて、特約部分^{※1}も改定。必要保障額は、一般的にお子さまが小さいときには大きく、お子さまの成長につれて年々減少していくことから、必要保障額の推移により合致した形とし、“働き盛りにおける収入保障”を合理的にご準備いただける内容としました。

^{※1}。（新介護）収入保障特約・通減型（同特約を付加したプランを『Wステージ 未来デザイン』といいます）

新先進医療特約のポイント

- 先進医療にかかわる技術料を通算「2000万円」まで保障します。さらに、交通費などの諸費用への備えとして「技術料の10%」を上乗せしてお支払いします。

スミセイ未来応援活動のポイント

- 継続的なコンサルティング・サービスとサポートプログラムを一体的にお客さまにお届けしてまいります。

a. 「Wステージ」＜5年ごと利差配当付新終身保険＞開発の背景

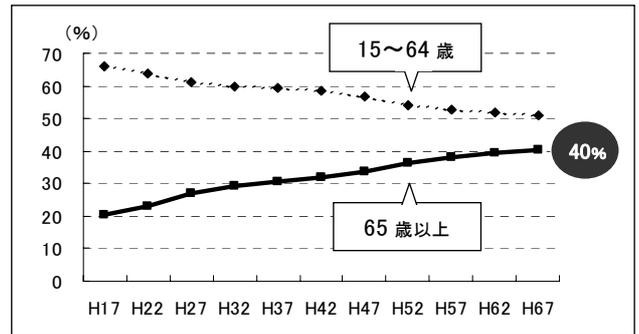
少子高齢化の急速な進展により、“老後生活”に対する自助努力の必要性が高まっています。今般、こうした外部環境認識も踏まえ、スミセイの新終身保険「Wステージ」を発売いたします。

(1) 少子高齢化

少子高齢化の急速な進展により、40年後には65歳以上人口（老年人口）が全体の約40%に達すると言われています。

その一方で、15～64歳人口（生産年齢人口）の比率が年々減少していくため、世代間扶助により成り立っている公的社会保障制度では、収入が減少する一方、支出が増加することとなり、長寿社会到来を目前に、自助努力の必要性が益々高まりつつあります。（【表1】参照）

【表1】日本の将来推計人口



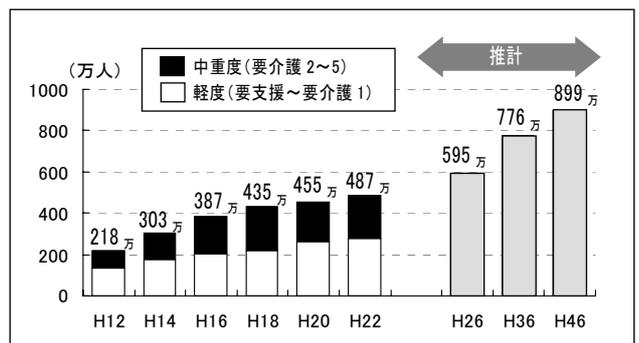
*国立社会保障・人口問題研究所HP「日本の将来推計人口 表 1-1. 総人口・年齢3区分別人口及び年齢構造係数：出生中位（死亡中位）推計」より

(2) 要介護認定者数の増加

平成12年に始まった公的介護保険制度では、要介護認定者数が増加し続けています。厚生労働省の報告によれば、平成12年4月末には約218万人だった要介護・要支援認定者数が平成22年4月末では約487万人と10年間で倍増しています。

要介護認定率（年代別人口に占める要介護認定者数の割合）は加齢とともに高くなることから、高齢化の影響により、今後も要介護認定者数が増加していく見通しです。（【表2】参照）

【表2】要介護度別認定者数の推移



*厚生労働省 H22.5.31「社会保障審議会介護保険部会（第25回）」より（H22年については「介護保険事業状況報告」より）

b. 「Wステージ 未来デザイン」の発売

もしものときの介護費用やご家族の生活費として必要となる費用の総額（必要保障額）は、一般的にお子さまが小さいときには大きく、お子さまの成長につれて年々減少していきます。

当社では、このような大型保障が必要となる“働き盛り（生活責任層）における収入保障”として、「新介護収入保障特約・通減型^{※1}」を販売しておりますが、“老後生活への備え”を合理的に準備できる「Wステージ」の発売にあわせて、主契約に付加する特約部分も必要保障額の推移により合致した形状とする等のレベルアップを行いました^{※2}。

^{※1}. 死亡、病気や災害などによるケガ等を原因とする介護・高度障害時に年金をお支払いする特約。

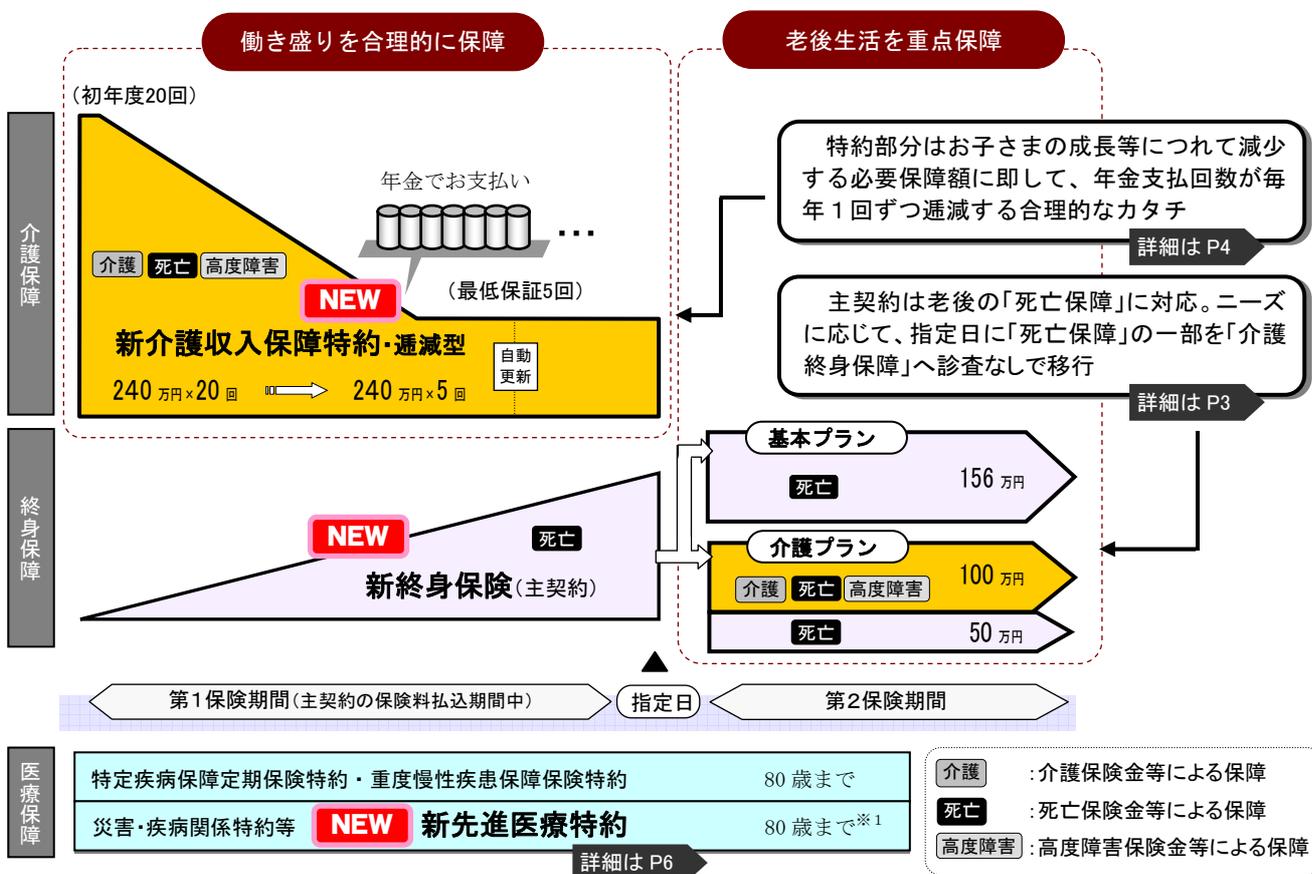
^{※2}. 介護保障のない「収入保障特約・通減型」も同様の改定を行います。

本特約を付加することで、“働き盛り（生活責任層）における収入保障”から“老後生活”まで一貫して、より満足度の高い総合保障（介護保障・医療保障・死亡保障及び資産形成）をご準備いただくことができます（本特約が付加されたプランを「Wステージ 未来デザイン」といいます）。

“老後生活”を重点保障する「Wステージ」に、“働き盛りの収入保障”を合理的に準備する特約が付加された「Wステージ 未来デザイン」は「強く生きる」ための新しい保険のカたちです！

c. Wステージの全体像

『Wステージ 未来デザイン』のしくみ図



※1. 所定の災害・疾病関係特約（総合医療特約・新先進医療特約等）については終身タイプもお選びいただけます。

※2. 保険金に万円未満の端数が出るときは切り捨てて表示しています。

<保険料>

	男性	女性
30歳	18,577円	17,704円

[ご契約例] (口座振替料率月払・ご契約当初10年間)

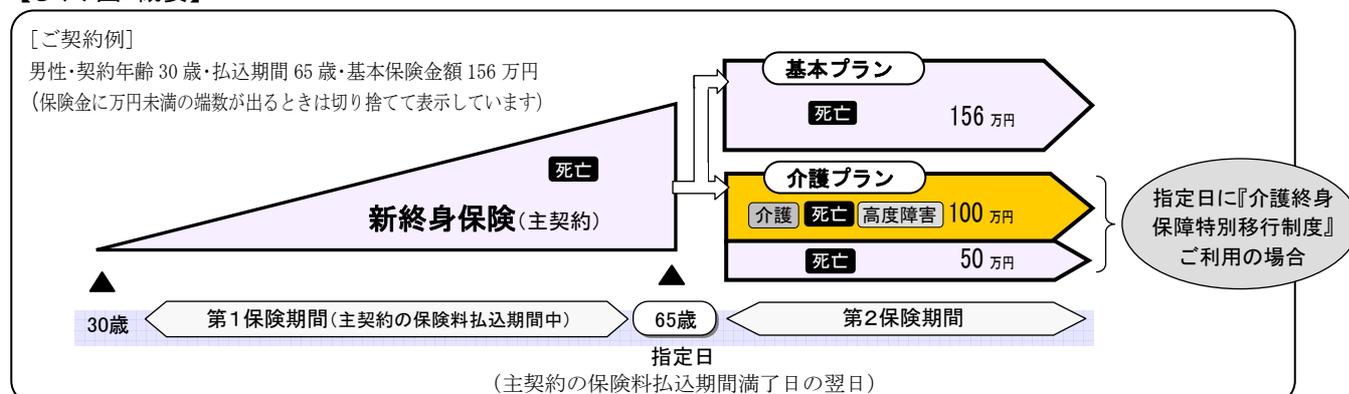
ご契約明細	保険(給付)金額	保険期間・払込期間
主契約(介護プラン)	死亡保険金額 150万円 (うち介護保険金額 100万円)	終身・65歳まで
新介護収入保障特約(20年・5回保証通減型)	年金年額 240万円	20年更新・65歳まで
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年更新・80歳まで
重度慢性疾患保障保険特約	300万円	10年更新・80歳まで
保険料払込免除特約	付加しています	
リビング・ニーズ特約	付加しています	
がん長期サポート特約	付加しています	
指定代理請求特約	付加しています	

ご契約明細	保険(給付)金額	保険期間・払込期間
災害割増特約	500万円	80歳まで
傷害特約(本人型)	500万円	
傷害損傷特約(04)	運動器損傷給付金額 50,000円	10年更新・80歳まで
総合医療特約(180日型)	日額 10,000円	
入院保障充実特約(09)	入院保障充実給付金額 100,000円	
成人病入院特約(09)(180日型)[男性]	日額 10,000円	
成人病入院特約(09)(180日型)[女性]	日額 5,000円	
女性疾病入院特約(09)(180日型)[女性のみ]	日額 5,000円	
がん入院特約(09)	日額 10,000円	
新先進医療特約	通算支払限度額 2000万円	

d. 5年ごと利差配当付新終身保険（主契約）の商品内容

➤ 「新介護収入保障特約」などの特約保障がある第1保険期間（主契約の保険料払込期間）中の保障額を抑えることで、将来必要となる「死亡保障」をしっかりと確保できる新しい終身保険です。

【しくみ図・概要】



● 第1保険期間中の保障内容(ご契約時～指定日の前日まで)

保険金等	給付事由	給付金額	受取人
死亡保険金	➤死亡されたとき	経過期間に応じた死亡保険金	死亡保険金受取人
保険料払込免除	➤所定の高度障害状態になられたとき ➤所定の障害状態になられたとき	—	—

<基本プラン>

● 第2保険期間の保障内容(指定日以後)

保険金等	給付事由	給付金額	受取人
死亡保険金	➤死亡されたとき	基本保険金額	死亡保険金受取人

<介護プラン>

➤ 指定日に、主契約の「死亡保障」の一部を「介護終身保障」へ診査なしで移行することができます。
(このしくみを『介護終身保障特別移行制度』といいます。)

● 第2保険期間の保障内容(指定日以後) 【介護終身保障へ移行する部分】

保険金等	給付事由	給付金額	受取人
介護保険金 ^{※1}	➤所定の要介護状態Aに該当し、指定日以後にその状態が180日継続した日があるとき ^{※2}	死亡保険金額と同額	被保険者
死亡保険金 ^{※1}	➤死亡されたとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金 ^{※1}	➤所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額	被保険者

※1. 介護保険金をお支払いした時点で同部分は消滅し、それ以後の死亡・高度障害保険金のお支払いはありません。

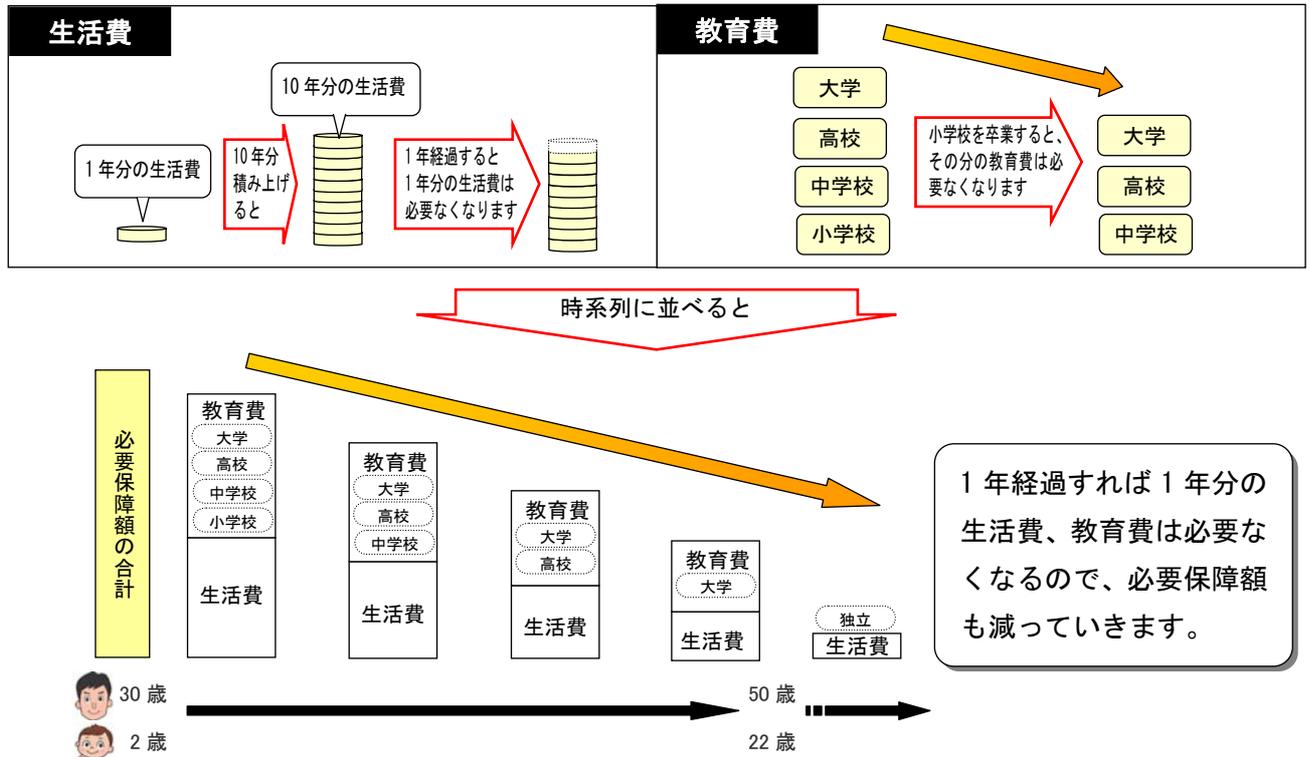
※2. 要介護状態の判定基準は公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。(詳細はご契約のしおり・約款をご確認ください)

『介護終身保障特別移行制度』について

- ◇介護終身保障へ移行する場合は指定日前に所定のお手続きが必要となります。
※お手続きがない場合は一生涯の「死亡保障」として継続します（基本プラン）。
- ◇「介護終身保障」へ移行する場合、新終身保険（主契約）部分の保険料積立金を基準にして、ご契約時の保険料計算基礎率等により「介護終身保障」へ移行する部分の死亡保険金額を計算します。なお、介護終身保障へ移行する部分の死亡保険金額は会社所定の範囲内で指定いただけます。
- ◇一生涯の「死亡保障」に加えて、介護保険金等のお支払いが新たに加わる「介護終身保障」へ移行する場合（介護プラン）、そのまま一生涯の「死亡保障」として継続する場合（基本プラン）に比べて死亡保険金額が若干少額となります。

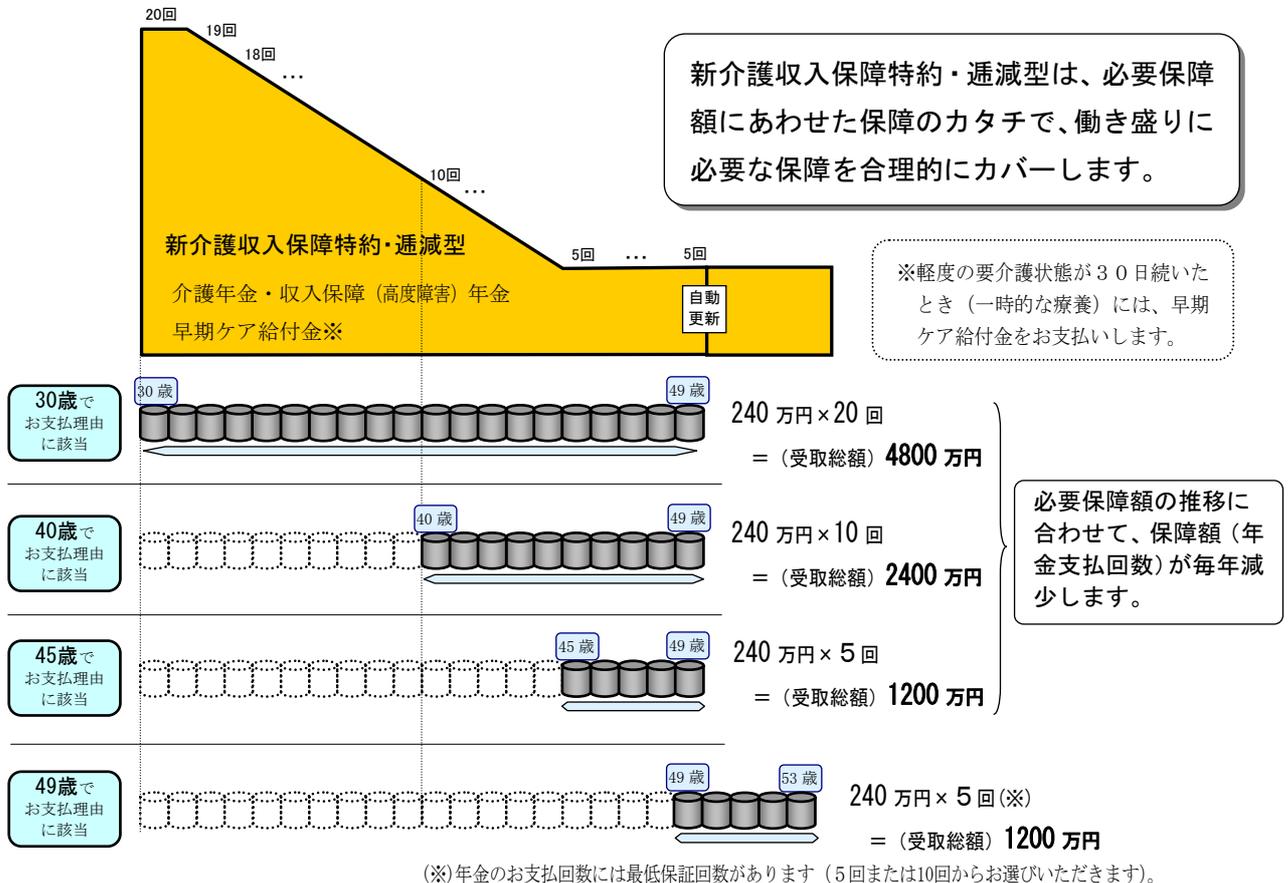
e. (新介護) 収入保障特約・逡減型について

【もしもの時に必要となる保障額は・・・】



【Wステージ 未来デザインの年金お支払イメージ】

ご契約例：年金額 240 万円・20 年タイプ・最低保証回数 5 回



【保障内容】

保険金等	給付事由	給付金額						
介護年金 ^{※1・※2}	➤所定の要介護状態A（下記参照）になり、その状態が180日以上継続したとき ^{※3}	基本年金額×年金支払回数 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">年金支払回数^{※4}</th> </tr> <tr> <th>ご契約時</th> <th>1年経過後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ご契約時にご指定いただく回数 (30・25・20・15回/歳満了)</td> <td>毎年1回ずつ減少 (最低10回または5回保証)</td> </tr> </tbody> </table>	年金支払回数 ^{※4}		ご契約時	1年経過後	ご契約時にご指定いただく回数 (30・25・20・15回/歳満了)	毎年1回ずつ減少 (最低10回または5回保証)
年金支払回数 ^{※4}								
ご契約時	1年経過後							
ご契約時にご指定いただく回数 (30・25・20・15回/歳満了)	毎年1回ずつ減少 (最低10回または5回保証)							
収入保障年金 ^{※1}	➤死亡されたとき							
高度障害年金 ^{※1}	➤所定の高度障害状態になられたとき							
早期ケア給付金 ^{※2}	➤所定の要介護状態B（下記参照）になり、その状態が30日、60日、90日、120日、150日継続したとき ^{※3}	基本年金額×10% (最高5回・通算10回限度)						

※1. 介護年金をお支払いした場合、収入保障年金等は重複してお支払いしません。

※2. 収入保障特約には介護年金と早期ケア給付金はありません。

※3. 要介護状態の判定基準は公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。（詳細はご契約のしおり・約款をご確認ください）

※4. 年金支払回数が一定の固定型（15回・10回タイプ）もあります。

f. 若年男性・女性向け専用プラン「きちんと未来」の発売

「Wステージ」のラインアップのひとつとして、若年男性と女性向け専用プラン「きちんと未来」を発売いたします。本商品は、死亡保障を抑えて、若年男性と女性のニーズの高い「医療保障」「介護保障」等を中心に、お手ごろな保険料でご加入いただけるプランです。

【ご参考】所定の要介護状態とは

	中等度の要介護状態（所定の要介護状態A）	軽度の要介護状態（所定の要介護状態B）
対象となる状態の例	<p>目安として公的介護保険の要介護3以上に相当</p>  <p>杖や手すり等で支えなければ、歩行ができない。</p> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">全介助</p>  <p>着替えること、浴槽に出入りすることがすべて自分ではできない。</p> </div>	<p>目安として公的介護保険の要介護2以上に相当</p>  <p>杖や手すり等で支えなければ、歩行ができない。</p> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">一部介助</p>  <p>つめ切りや着替え、身体を洗う際に介護者に一部手伝ってもらう必要がある。</p> </div>
所定の要介護状態	<p>○歩行・寝返りに一部介助または同程度以上の介助を要し、かつ下記イ～ニの2項目以上が全介助に該当する状態。</p> <p>【イ.衣服の着脱 ロ.入浴 ハ.食事 ニ.排泄】</p>	<p>○歩行・寝返りに一部介助または同程度以上の介助を要し、かつ下記イ～ホのうち3項目以上が一部介助に該当する状態または2項目以上が全介助または一部介助に該当し、そのうち1項目以上が全介助に該当する状態。</p> <p>【イ.衣服の着脱 ロ.入浴 ハ.食事 ニ.排泄 ホ.清潔・整容】</p>



上記に加え、**器質性認知症**に該当し、意識障害のない状態において見当識障害[※]がある状態も所定の要介護状態AおよびBに該当します。

※アルツハイマー病や脳卒中などにより脳に障害をきたし、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができなくなった状態をいいます。

当社は平成19年4月に先進医療による療養を保障する「先進医療特約」を発売しておりますが、今般、発売後の先進医療制度・対象技術の動向やお客さまの声を踏まえた商品改定を実施し、新たに「新先進医療特約」として発売いたします。

a. 改定の背景・ポイント

(1) 先進医療にかかわる技術料と同額を通算2000万円まで保障します。

- ・全額自己負担となる「先進医療にかかわる技術料」と同額（技術料が1円～1万円の場合は一律1万円）を先進医療給付金としてお支払いします。
- ・公的医療保険制度における先進医療の制度改正・運用緩和等により、受療実績は増加傾向にあり、この中で新しい高額技術も登場してきています。こういった近年の制度・技術動向を踏まえ、より長期間にわたり安心いただける保障を提供すべく、通算支払限度額を2000万円に引き上げました。

(2) 交通費などへの備えとして、技術料の10%を上乗せしてお支払いします。

- ・現行「先進医療特約」のお支払事例をもとに個々の受療内容を詳細に分析したところ、高額技術を中心に自宅から遠く離れた医療機関で受療している実態が分かりました。（【参考1】参照）
- ・先進医療は技術ごとに実施可能な医療機関が限られています。特に高額な技術（重粒子線治療等）ほど治療内容が高度化するため、医療機関は少なくなります。このため、技術料が高額になるほど、技術料そのものの負担に加えて、交通費・宿泊費等の負担も重くなっています。（【参考2】参照）
- ・こういった先進医療特有の受療実態を踏まえ、交通費などへの備えとして、先進医療給付金（技術料）の10%相当額を先進医療保障充実給付金としてお支払いします。（【参考3】参照）

【参考1】先進医療の受療場所

(H19/4～H22/12 当社「先進医療特約」の支払実績)

技術料の金額ランク	受療場所 (自宅⇄医療機関の位置関係)		
	同一県内	隣接県	遠方県
10万円未満	78%	16%	6%
10万円～	69%	14%	17%
30万円～	64%	20%	16%
100万円～	35%	29%	36%

* 先進医療を受療されたお客さまの自宅と医療機関の所在地が同じ県内の場合は「同一県内」、県境を挟んで隣接している場合を「隣接県」、隣接していない場合を「遠方県」と分類。

【参考2】重粒子線治療の経済的負担について

- ・先進医療における代表的な高額技術「重粒子線治療」は前立腺がんなど固形がんの病巣に体外から重粒子線を照射する治療法で、身体的負担が軽く、後遺症が残りにくいなどの優れた特徴があります。
- ・技術料は平均302万円^{※1}となっており、実施医療機関は全国3か所^{※2}に限られています。加えて、治療期間も1か月程度かかるため、ご本人やご家族の付添い・見舞いにかかる交通費や宿泊費の負担も重くなります。
- ・当社支払実績をもとに交通費・宿泊費を概算すると、約32万円の水準になります。

※1. 第161回中央社会保険医療協議会総会資料から推計

※2. 群馬県・千葉県・兵庫県（平成23年3月現在）

【参考3】新先進医療特約の給付イメージ

(先進医療にかかわる技術料が302万円の場合)

給付目的	給付内容	給付金額
全額自己負担となる「 技術料 」への備え	先進医療給付金 (技術料と同額)	302万円
先進医療特有の「 交通費 」等への備え	先進医療保障充実給付金 (上記の10%)	30.2万円 (302万円×10%)
		+
		332.2万円

b. 商品内容

特約名称	現行 先進医療特約	改定後 新先進医療特約 ^{※1}																																					
給付事由	公的医療保険制度における「先進医療」による療養を受けたとき	(同左)																																					
給付金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">先進医療給付金</th> <th rowspan="2">給付限度</th> </tr> <tr> <th>給付金額</th> <th>給付限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">技術料に応じた以下の金額</td> <td rowspan="5">通算 500万円</td> </tr> <tr> <td>技術料</td> <td>給付金額</td> </tr> <tr> <td>2万円未満</td> <td>(一律1万円)</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>1万円単位</td> </tr> <tr> <td>10万円以上</td> <td>5万円単位</td> </tr> <tr> <td>100万円以上</td> <td>10万円単位</td> </tr> <tr> <td colspan="3">*単位未満を切り捨てた金額を給付。</td> </tr> </tbody> </table>	先進医療給付金		給付限度	給付金額	給付限度	技術料に応じた以下の金額		通算 500万円	技術料	給付金額	2万円未満	(一律1万円)	2万円以上	1万円単位	10万円以上	5万円単位	100万円以上	10万円単位	*単位未満を切り捨てた金額を給付。			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">先進医療給付金</th> <th rowspan="2">給付限度</th> </tr> <tr> <th>給付金額</th> <th>給付限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進医療にかかわる技術料と同額 (技術料が1円～1万円の場合は一律1万円)</td> <td>通算 2,000万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <th colspan="2">先進医療保障充実給付金</th> <th rowspan="2">給付限度</th> </tr> <tr> <th>給付金額</th> <th>給付限度</th> </tr> <tr> <td>先進医療給付金(上記)の 10%相当額 (1円未満の端数切上げ)</td> <td>1回の療養につき 最高50万円</td> </tr> </tbody> </table>	先進医療給付金		給付限度	給付金額	給付限度	先進医療にかかわる 技術料と同額 (技術料が1円～1万円の場合は一律1万円)	通算 2,000 万円	+		先進医療保障充実給付金		給付限度	給付金額	給付限度	先進医療給付金(上記)の 10%相当額 (1円未満の端数切上げ)	1回の療養につき 最高 50 万円
先進医療給付金		給付限度																																					
給付金額	給付限度																																						
技術料に応じた以下の金額		通算 500万円																																					
技術料	給付金額																																						
2万円未満	(一律1万円)																																						
2万円以上	1万円単位																																						
10万円以上	5万円単位																																						
100万円以上	10万円単位																																						
*単位未満を切り捨てた金額を給付。																																							
先進医療給付金		給付限度																																					
給付金額	給付限度																																						
先進医療にかかわる 技術料と同額 (技術料が1円～1万円の場合は一律1万円)	通算 2,000 万円																																						
+																																							
先進医療保障充実給付金		給付限度																																					
給付金額	給付限度																																						
先進医療給付金(上記)の 10%相当額 (1円未満の端数切上げ)	1回の療養につき 最高 50 万円																																						
保険期間	定期タイプのみ (80歳限度)	定期タイプ+ 終身タイプ ^{※2}																																					
保険料例 ^{※3}	保険料払込免除特約あり： 55 円 保険料払込免除特約なし： 50 円	保険料払込免除特約あり： 133 円 保険料払込免除特約なし： 120 円																																					

※1. 本特約の付加は、先進医療特約も含めて被保険者おひとりにつき1契約に限るなど、当社所定の付加基準があります。

※2. 同時に付加する「総合医療特約」等と同じ保険期間となります。

※3. 口座振替率月払 (定期タイプ・終身タイプ [終身払])・両割適用なしの保険料。終身タイプ [有期払] の場合は性別・加入年齢・払込期間に応じた保険料となります。

c. サービス面のレベルアップ (給付金請求時の利便性向上)

商品改定に加え、ご加入後のサービス面でもよりお客さまのお役に立てるよう、先進医療給付金等のご請求時の利便性を高める対応を実施しました。

(現行「先進医療特約」にご契約いただいているお客さまも対象となります)

従来	先進医療給付金は実際に負担した治療費 (技術料) に応じた給付金額をお支払いすることから、医療機関へ治療費 (技術料) を支払った時点で発行される「領収証」にて給付金請求を受け付けていたため、お客さまに一旦、治療費を立替払いしていただく必要がありました。
-----------	---

今後	こういった一時的な経済的負担を軽減すべく、先進医療の治療を開始した時点で医療機関から発行される治療費 (技術料) の「請求書」でも給付金請求を可能としました。これにより、給付金請求後 (給付金受取後) に医療機関へ治療費をお支払いいただくことも可能になります ^{※4} 。
-----------	---

※4. 先進医療の治療を開始した段階でお取扱いします (治療前のご請求はできません)。また、医療機関発行の「請求書」に加え、当社所定の「診断書」の提出も必要となります。なお、実際のお支払いまで、当社内での確認作業等も必要なことから、医療機関への治療費の支払期限内にお支払いできないケースもありますので、ご注意ください。

【ご参考】公的医療保険制度における「先進医療」の概要について

- 「先進医療」とは、新しい医療技術の登場や医療に対するニーズの多様化を踏まえ、国民の安全性を確保しつつ、国民の選択肢を広げ、利便性を向上する目的で創設された制度です。公的医療保険制度の給付対象になっていない先進的な医療技術について、一般的な治療 (保険診療) との併用が認められます。
- 先進医療による療養を受ける場合、一般的な治療にかかわる費用は公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療にかかわる技術料は給付対象外となるため、全額自己負担となります。

新商品の発売とあわせ、平成23年3月23日より、継続的なコンサルティング・サービスとサポートプログラムを一体化した「スミセイ未来応援活動」を開始いたします。

「スミセイ未来応援活動」は、住友生命の新たなキャッチフレーズである「あなたの未来を強くする」を具現化するひとつの取組みとなります。

住友生命のお客さまに対して、訪問・電話をはじめとする継続的なコンサルティング・サービスを従来以上に充実させるとともに、「未来応援サービス」として、結婚・出産・進学・就職など人生の節目におけるライフステージギフトをお届けし、Wステージ健康相談ダイヤルをはじめとする健康応援プログラムでお客さまの健康をサポートしてまいります。

スミセイ 未来応援活動

継続的なコンサルティング・サービス

未来応援サービス

未来応援サービスのメニューは今後も継続的に拡大・進化させることを予定しています。

ライフステージギフト

○契約者ご本人、または、ご家族（配偶者、子、孫、両親）のライフイベント*をご連絡いただくことで、ライフイベントにちなんだ素敵なギフトをプレゼントします。

*出生・小学校入学・中学校入学・就職・結婚・還暦

健康応援プログラム

○夜間・休日も含め、24時間無料にて、急な病気や心の疲れなどについて、資格を持った医師・看護師・保健師が分かりやすくアドバイスする「Wステージ健康相談ダイヤル」を実施します。

*対象はWステージに加入いただいているご契約者および被保険者、ご家族です（法人契約の場合は被保険者とそのご家族が対象）。

以上